

## 告 示

### 埼玉県告示第八百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド上尾店

埼玉県上尾市愛宕三丁目一番十七号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

出入口の設置及び運用については、地域住民の安全確保に十分配慮してください。

#### 二 縦覧期間

平成二十七年七月二十四日から平成二十七年八月二十四日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター